社会福祉法人日立市社会福祉事業団役員及び評議員の報酬等 に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人日立市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)の定款第8条 及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的と する。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 特別職の理事とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職に属する職員であって、事業団の理事の職にある者をいう。
- (5) 一般職の役員等とは、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員であって、事業団の理事又は評議員の職にある者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、期末勤勉手当その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、特別職の理事及び一般職の役員等並びに事業団の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の理事に対しては、報酬等は支給しない。
 - (1) 常勤の理事 報酬、期末勤勉手当
 - (2) 非常勤の役員 報酬
 - (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する年間報酬等の総額は、一人当たり400万円以内とし、その限度額内で 理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各 号に定める時期とする。
 - (1) 報酬 毎月21日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第9条 の規定に準じて支給)
 - (2) 期末勤勉手当 毎年6月及び12月
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義 の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 第1項に規定する報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び事業団職員互助会費 を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員等が出張する場合は、別に定める事業団職員等旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 常勤の理事に対する通勤手当は、事業団職員給与規程第13条の規定に準じて支給する。

第7条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給 の基準として公表する。

(改廃)

(公表)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年6月28日より施行する。

別表第1 (非常勤の役員の報酬)

区分	日額
理事会、監事監査等への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

別表第2 (評議員の報酬)

区分	日額
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円